

令和4年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和4年12月15日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事 務 局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
---------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	住民課副課長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	芝 健 治
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建設課副課長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 2 3 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 報告第 2 4 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 報告第 2 5 号 訴えの提起について
- 日程第 4 議案第 7 2 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 6 議案第 7 4 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 5 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 6 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 7 号 上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例
- 日程第 1 0 議案第 7 8 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 7 9 号 上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 上富田町農業集落排水事業分担金条例
- 日程第 1 3 議案第 8 1 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 4 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）

- 日程第 17 議案第 85 号 令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 18 議案第 86 号 令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 87 号 令和 4 年度上富田町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 議案第 88 号 工事請負契約の締結について (令和 4 年度 第 1 号 防
災対策事業 上富田町防災行政無線 改修工事)
- 日程第 21 議案第 89 号 物品購入契約の締結について (令和 4 年度 第 2 号 防
災対策事業 上富田町防災行政無線 戸別受信機購入)
- 日程第 22 議案第 90 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 23 議案第 91 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 24 議案第 92 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 議案第 93 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 26 議案第 94 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 27 議案第 95 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 28 議案第 96 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 29 議案第 97 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 30 議案第 98 号 上富田町農業委員会委員の任命について
- 日程第 31 議員派遣の件について
- 日程第 32 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 4 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

△日程第 1 報告第 23 号～日程第 22 議案第 90 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 報告第 23 号、令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）の件から
日程第 22 議案第 90 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての件
まで 22 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がございますのでこれを許可いたします。

△日程第 1 報告第 23 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 報告第 23 号、令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分
の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第２３号、令和４年度上富田町一般会計補正予算（第４号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第２ 報告第２４号

○議長（大石哲雄）

日程第２ 報告第２４号、令和４年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

歳入歳出一括をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより報告第２４号、令和４年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第２号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第３ 報告第２５号

○議長（大石哲雄）

日程第3 報告第25号、訴えの提起についての専決処分の承認を求める件について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第25号、訴えの提起についての専決処分の承認を求める件を採決しま
す。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 議案第72号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第72号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

質問します。5点質問いたします。

1点目、退職金については不利益にならないよう、ピーク時特例によって60歳時点
の給与を基に計算されるようになっていませんか。

質問2点目、定年延長した職員は上富田町でいうと管理監督職勤務上限年齢による降

任等の特例についての質問です。定年延長した職員は、上富田町でいうと管理監督職の課長・副課長にはなれない。しかし、特例として、職員の職務の特殊性などで管理監督職に残る場合があるとなっています。管理監督職は、課長・副課長であり、特殊性があるものではないと思います。組織の新陳代謝のためにも、また、恣意的、情実的不平等、不公平につながる例外措置は避けるべきだと思いますが、どのように運用されますか。

質問３点目、上富田町は条例において再任用制度をつくっていますが、実際には運用されていず、退職後は会計年度職員で勤務しています。今回の条例改正で、定年前再任用短時間勤務制の導入が盛り込まれています。職員の希望があれば、運用しなければならないと考えますが、運用を行うのかお答えください。

質問４、国は地方公務員法２６条にある高齢者部分休業制度を定年延長で進めるよう紹介しています。この制度は、加齢による諸事情への対応としてつくられたものです。介護などで、一時的に短時間勤務が必要な職員にフルタイムへの復帰ができる制度です。定年前再任用短時間勤務制や会計年度職員を選んだ場合、フルタイムへの復帰はできません。６５歳まで年金が支給されない中、総務省も定年延長制度導入を契機に、高齢者部分休業制度を導入、運用を求めています。導入するとより働き続けられます。導入する考えはありますか。

５点目、対象となる職員については３月３１日までに制度について説明をして本人の意向を聞くことになっていますが、行われましたか。今後、３月３１日までに行うようになっていますか。

以上５点、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

おはようございます。

質疑にお答えいたします。

まず、退職金の計算についてのご質問でございます。

地方公務員全体の運用といたしましては、６０歳の時点でのピーク時で退職金の計算をするということになってございます。ただ、上富田町の実際の退職金の運用につきましては、和歌山県市町村総合事務組合のほうで退職金の制度の運用をするということになってございます。これはあらかじめ議員のほうから事前に質問の趣旨を伺ったので、市町村総合事務組合に確認いたしましたところ、そのような趣旨で計算することになっている。ただ、総合事務組合の退職金の条例そのものは来年の２月に予定する議会でもって提案して可決していただく予定だという回答をいただいておりますので、それをもって後日

議員の回答に変えたいと考えております。

2点目でございます。定年延長に伴う管理監督職の特例制度のところでございます。これはちょっと条文上は、国及び県の指導でもって入れなければいけないということがございましたので、条文上入れてはおりますけれども、本町において恐らく運用上この方はぜひとも管理職に残ってほしいというような職あるいはそういう職員は現時点でも将来的にも恐らくおらないだろうという形に考えてございますので、当面60歳を超えて管理職にこの人は残してあげるということの運用を行わないだろうと現時点では考えてございます。

3点目でございます。定年前短時間の制度でございますが、こちらにつきましては、これも条文上つくらなければいけないということを強く指導されておりますので、条文に入れてございますが、恐らく現実に運用はされないだろうということを現時点では考えてございますが、議員のご質疑にありましたように、ぜひとも希望があった場合に恐らく拒否はできない制度になってございますが、ただ、現実の希望のあるなしの運用する際の現実の運用にしますと、現実にその短時間で働くことを前提にしている職員をどの課、班に配置するかというのは極めて難しい問題になってこようかと。例えば、0.5人分の仕事ないしは0.7人分の仕事ということを前提に配置をするとなりますと、現在、班レベルでいうと大体3人から6人くらいの班を形成してございますので、それに見合った仕事量の中で0.5人分とか0.7人分がうまくはめ込まれるかどうか、といったあたりについては今後とも検討してまいりたいと考えてございます。

4点目です。地方公務員法上に存在している高齢者部分休業制度についてのご質問でございます。こちらにつきましては、確かに今回の定年延長に伴って市町村、地方自治体においても導入されたいという文面は入っておりますが、先ほどの2つの例に比べれば強く求められている実態ではないということを考えております。これは何年何月末の資料かが確定してなくて申し訳ないのですが、ある段階のかなり先日インターネットで総務省のページから取ったものなので、そう古くはないと思います、現在、市区町村で導入しているところは217団体、約8分の1となっております。恐らく、都市部の市役所等では民間準拠という形でこういう仕組みを取られているのかと思われますが、恐らく町村あるいは本町のような率直に言うと田舎、地方部では導入がなかなか難しいだろうということを考えてございますので、本町におきましても、この高齢者部分休業の仕組みについての導入の検討は現在しておらないところでございます。

最後5点目です。対象職員への説明会についてでございます。こちらは正式にはこの条例が出来上がって制度の骨格を詰めましてから対象の職員については説明をするという形になってきてございますが、あらかじめもう現在で50歳代後半の職員には、一般

的にこういう仕組みになっているよという説明は個別にはしてございますので、実際のところ対象の職員、率直に言うと私自身もそうなんです、58、59の職員には個別に条例制定、来年条例を可決いただいた後、制度も詳細を煮詰めまして来年の3月末までには該当の職員に対して説明会を、個別な説明を行う予定ではございます。

以上でございます。ありがとうございます。

以上、質疑へのお答えでございます。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時12分

○議長（大石哲雄）

再開します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

今の質問は、この政府の地方公務員の定年引上げについてというので、総務省が出している文章に関することでの質問なんで、やっぱり定年延長に関わる質問、5点ともその質問です。

今、その定年前再任用短時間勤務のことで、現場のところで、なかなかその人が入った場合に運用がしにくいという話も出ましたが、学校現場でも実際には、0.5で入ると運用はしにくいです、確かに。けども、やっぱり定年が65歳に延びた以上、生活費を得ないと生活ができないという問題があって、再任用制度は行われているわけです。だから0.5と0.5が組み合わさって1という職場、活用が行われているわけですね。

ですので、国はこれを条例の中にも書き込んでいますし、さっき希望が出たらと言われていましたのでね。やっぱり希望が出たらきちんと運用していただいて、フルでは難しいという職員さんがその時間に応じて、自分の体力や状況に応じて働けるようにすることでのこの定年前再任用短時間制度でありますので、積極的に職員の方も使っていただいて、それを運用していくということでのご検討を、前向きなご検討をしていただけるのでしょうか。運用についての質問です。

○議長（大石哲雄）

要望か。

(「質問です。国はこれを勧めてるんで」と吉本議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

検討するのかどうかという質問やね。

(「はい。前向きに」と吉本議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

質疑やな。

(「質疑です」と吉本議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

ただ、現状といたしましては、前向きに検討するといえますか、そういう希望があった職員が出た際には検討させていただきますけれども、現時点で前向き云々ということについてちょっと担当者としても表明できないことだと、そこをご了解いただければ。条例としてつくった制度でございますので、全く運用しないというふうに断言もいたしませんので、そこはご理解いただけるというようにお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

希望者が出たら条例にあるんで運用していただけるということだと、検討するということですので、そういうお願いしたいということと、その高齢者部分休業制度なんですけれども、やっぱり60歳に近づいてきたり、60歳を過ぎた場合に、親の介護であったりとか、いろんなことが起こってという問題があると思うんですね。ですので、きちんと働き続けられるようにということで政府も紹介しておって、さっき言われたように13.何%の自治体ですけれども、そこもやっておりますので、ぜひ導入を前向きに検討していただけるのかなということを質問したいと思います。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○副町長（山本敏章）

その点につきましては、現在この条例改正の中には含んでおりません。そのことは今後どうするかについては検討するという格好にさせていただきます。ただ、前向きにいくかどうかという話につきましては、付近市町村の動向を見極めながら検討しますんで、その点をご理解ください。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

（「賛成なんで」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

賛成討論か。

反対討論の発言なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第72号、職員の定年延長に関する条例に対する賛成討論をします。

給与が3割カットされるという問題があり、今後改善が必要であると思います。しかし、65歳まで年金が支給されない中、再任用の条例はあるものの運用されていず、フルタイムではない会計年度職員として定年後採用されているのが現状です。運用はされてはいませんが、再任用制度では、退職時、病気等で一時的に勤務が難しい場合などには採用されない。会計年度職員も同様です。また、再任用制度では期末勤勉手当も正職員よりも低くなっています。会計年度職員には勤勉手当がありません。定年延長では一時的に退職時、病休であっても、その後復帰して65歳まで働くことができます。当然ですが、期末勤勉手当も定年延長される前と同じです。

このような点で、定年延長は今の制度よりよい制度です。定年前再任用短時間勤務制度が条例に規定されていますので、運用することを求めます。また、高齢者部分休業制度を定年延長の際に行うよう国は勧めています。高齢者部分休業制度も今後導入して、60歳以降の多様な働き方を職員が選択できるようにすることを要望します。

よって、議案第72号、職員の定年延長に関する条例に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第73号

○議長(大石哲雄)

日程第5 議案第73号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第74号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第74号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第74号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決しま
す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第75号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第75号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員

の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

以前、質問したと思うんですが、特別職の町長、副町長、教育長、議員に人事院勧告を適用する法的根拠はないと答弁されたと思うんですけれども、法的根拠はありますか。

1 点目それです。

2 点目、住民はコロナ禍と物価高騰で生活が大変になっています。このような中で、特別職の町長、副町長、教育長、議員の期末手当を上げることに住民が理解を示すと思いますか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

質疑にお答えいたします。

まず1 点目、議員を含めた特別職の給与について人事院勧告の適用についての法的根拠ということでございますが、こちらについては法律上の義務といたしますか根拠はございません。

2 点目でございます。住民の生活困窮の中で特別職の報酬を上げることについての理解が得られるかということにつきましてでございますが、まず、住民云々のことでございますが、人事院勧告におきまして職員の給与を上げることにつきましては、人事院勧告で言う国レベルで民間企業等の賃上げ等の状況を反映して公務員も上げるべきである、同様の趣旨を和歌山県人事委員会におきましても、和歌山県内の企業さんの給与アップの状況を踏まえて和歌山県の職員についても上げるべきやという意見書が出ておりますので、それに基づいて行われているものでございます。

その上で、提案した私ども当局といたしましては特別職についても同様であろうと、理解が得られるものだと考えて議会の皆様にお諮りしておる状況でございます。提案した理由としては、町民等のご理解が得られるものだと考えて提案をさせていただいております。

以上が質疑への回答になります。

○議長（大石哲雄）

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

今、前半の部分がちょっとよく分からない。後半の理解されるというのは、その考えですので、その考えだと思いますが。

人勸は公務員のスト権がないなどのことでそれを進めるという制度ですから、公務員労働者には適用されるのが法的に当然のことだと思いますけれども、先ほどのように特別職については法的根拠がないわけですから、別に職員が上がったからといって、特別職を上げなければならない、職員は今の状況の中では民間との格差を是正するということでボーナスを上げるという、これは当然のことです。しかし、特別職について、そういうことを適用する根拠がないわけですから、それをもって特別職も上げるというその答弁はちょっと理解、最初の答弁と矛盾するんじゃないですか。法的根拠がないというところと矛盾しませんか。

○議長（大石哲雄）

丁寧に質問してください。意味がちょっと分からないんでということです。

もう一度ちゃんと質問してください。

○9番（吉本和広）

先ほど法的根拠はないと、人事院勧告が。特別職に行われる法的根拠はありませんよという話をされたじゃないですか。だから、職員が人事院勧告を受けて上げられるということについては当然理解されて当たり前だと思うんですけども、特別職が職員と同じようにというような趣旨のような感じのことを言われたような気がするんですけども、前半の部分でですよ。その辺がよく分からないんで、法的根拠と特別職もというあたりをもう一度答弁していただけたらと思うんです。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時33分

○議長（大石哲雄）

再開します。

吉本君、2回目の質問、少し丁寧にお願いします。

○9番（吉本和広）

だから、僕は、住民の理解が得られるかということだけの質問なんでね。コロナ禍と物価高騰で町民の生活が大変になっている。このような中で、特別職の町長、副町長、

教育長、議員の期末手当を上げることに住民が理解を示すと思いますかという、そういう単純な質問なんです。

○議長（大石哲雄）

私、今、質問といいますか質疑でございます、僕の発言訂正させていただきます。

吉本君、質疑でございます。

答弁願います。

中島君。

○総務課長（中島正博）

質疑にお答えいたします。

生活困窮の住民は生活困窮の中で、特別職の報酬を上げることについて理解が得られるかというご質疑だと理解をしております。議案として提案させていただいている立場上、理解が得られると考えて提案をさせていただいております。理解が得られるか得られないかご判断していただくのは、議会のお役目かと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、すみません、町長からもちよっと答弁いただけますか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私は妥当だと思ひまして、私の判断でこれを上程させていただいております。住民から理解が得られると思っております。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

議案第 7 5 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に対する反対討論をします。

上富田町の特別職の町長、副町長、教育長、議員の期末手当を上げる法的根拠ありません。コロナ禍と物価高騰で生活が大変になっています。住民の生活が大変な中、法的根拠のない期末手当引上げは住民に理解されるものではないと思います。

よって、議案第 7 5 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 7 5 号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 8 議案第 7 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 7 6 号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、長くなりますが。

近年の公務員のボーナスの引上げは、期末手当ではなく査定による勤勉手当を引き上げています。削減される場合は、逆に期末手当が削減されています。昨年度の人事院勧告を受けて、公務員の期末勤勉手当の期末手当が削減されました。会計年度制度がつくられた会計年度職員は期末手当のみの支給です。昨年度の人勧を受けて私は反対しましたが、翌年の今年度から会計年度職員の期末手当が正職員同様にカットされました。

町長、副町長に、会計年度職員は下がるときは下げられる、上がるときには上がらないという問題点を指摘し、人勧が言っているように正職員と会計年度職員の格差が広がらないよう、今後、勤勉手当が上がる場合には会計年度職員も上げるべきではないかと申入れをしました。その際、町長も会計年度職員の給与を引き上げたいと思っていないでしょうという私の問いかけに、下げようとは思っていないよと答えてくれ、引上げの場合は検討すると答えてくれました。今年度の人勧で勤勉手当を引き上げる人勧が出ました。再度申入れ検討するという事で周辺市町村と担当課が話し合いを持っていただきました。上富田町は先んじて会計年度職員の期末手当を上げるという条例が出てきたことはすばらしい決断だと思います。

そこで質問します。今後も格差が広がらないように、勤勉手当が上がった際には格差が広がらないよう、同様の対応を考えられておられるかお答えください。

○議長（大石哲雄）

吉本君、質問やない、質疑や。間違っとるけど。

答弁願います。

中島君。

○総務課長（中島正博）

今回の条例につきましては、議員ご質疑のように、勤勉手当のない会計年度職員の期末手当については上げるという提案をさせていただきましたが、申し訳ございません、未来永劫そのような原則をするということを断言するに至りません。その折々におきまして、時の経済状況、例えば職員の給与状況、民間企業の状況等を勘案しまして判断させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第76号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する賛成討論を行います。

国は公務員のボーナスを削減する場合は期末手当で削減する、引き上げる場合は勤勉手当で行う傾向が強く、期末手当しかない会計年度職員は下がるときには下げられ、上がるときには上がらないことになります。

今回、上富田町はこれを是正するために、他の市町村に先駆けて会計年度職員の期末手当を引き上げたことは、すばらしい決断だと高く評価します。今後も、正職員との格差が広がらないよう、勤勉手当が上がった際には格差を広げないよう、同様の対応をお願いいたします。

よって、議案第76号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第77号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第77号、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

ちょっとお聞きしたいんですけれども、2ページの第6条のところに、「委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」とありますけれども、どのようなケースを想定されているか、ちょっと教えてください。

それと、第7条、「委員は、自己又は3親等以内の親族が公私連携法人の指定を受けようとする」云々のところで、「直接の利害関係を有するときは、当該法人の事案についての審査に加わることができない。」とされていますけれども、そもそも委員に入るべきじゃないのかなと思ったのですが、その点いかがですか。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えをいたします。

まず1点目です。第6条ですね。意見の聴取等について、「委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」ということですが。どのような人を想定しているのかと。基本的に委員会の皆様にご判断いただくことになろうかとは思いますが、今、私どもが想定しているのは、例えば、なのはな保育所の保育士さんたち、現場の保育士さんたちにその施設の状況なり設備の状況、あるいは子供さんの状況とか、今のなのはな保育所

がどうなのか一度聞いてみたいなのということがあるかもしれないと思います。そういったことも鑑み、現場の保育士さんがちょっと来てもらって、参考人と言えば語弊があるのですが、そういったことがあるのかなというふうに私どもは想定しております。

2点目です。2点目の第7条、委員は自己または3親等以内の親族が公私連携法人の指定を受けようとする法人と直接の利害関係を有するものということで、私どもが今想定しています利害関係というのは、当たり前の話なんですけれども、その手を挙げた運営法人の理事といった役員の方、あるいはその従業員、最も当然だと思います。あるいは物品その他役務における契約書に基づき取引等をしている人について入ってもらうと、これも適切ではないのかなと思っております。

私どもが考えているのは、例えば5人の委員の皆様方が採点をつけて、合計ではなくて平均を取ると。ここの事業者に関しては外れてもらおうということで外してもらったら、それが4人で平均点を取るという形で今は想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

1番目は分かりました。

2番目は、僕は入るべきではないといったのは、審査というか会議を開いてする中で、当然その方は意見は述べられるわけになってきますよね。審査段階では、それは点数もつけへんから5人のうちから1人外れるということになるんやけど、でも協議する中で意見を言うて、もしその影響力を行使された場合に、懸念はないのかなという部分を質問したかったんです。

だから、5人が4人になるのは仕方ないけれども、だけど、それまでの中では発言力がある方だったらそっちの方向へ持っていくことができると思うんで、その辺の心配はないかということはどうお考えですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

まずは、今回町内の事業というところで、その町内の事業所の登記事項証明書、登記簿謄本を取り寄せるなりして、まずは事業所に対して一定の審査といいますか、そういったものはさせていただいた中で、そういうふうな利害関係にある人については選ばないという方向でまた今後は考えていきたいと思います。

以上です。

○ 11 番（松井孝恵）

はい、結構です。

○議長（大石哲雄）

9 番、吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

選定委員会をつくる前に、公募の条件について厚生建設委員会では説明が行われましたが、それ以外に議員に対して説明が行われていません。また、その案には、修繕、大改修について、どちらが行うかの規定もありません。この条例は、公私連携法人の指定を行うに当たり、その候補者を公正かつ適正に選定するために選定委員会を置くとしています。運営法人の選定については過半数の賛成で決めるということになっております。やはり全ての議員にどういう条件で公募するのか説明するべきではありませんでしたかというのが 1 点目の質問です。なぜ全議員に公募の条件を説明しなかったのかお聞きします。

それと、もう一点、もう何点かですが、経費の部分で給食の部分では自校方式とするとかアレルギー対応は今までどおりきちんと行うとか、今の部分が厳格に守れるように文章になっていると思うのですが、その他の部分でいうと、ちょっと聞きたいんですが、6 番の費用の徴収について文章だけ頂いたんで読ませてもらったんですが、対価として必要な保護者会費とか遠足代は三者協議会で決めて同意が得たら払うとか書かれていますが、そのような説明も我々に公募するに当たってのことに書かれていませんが、その辺、保護者会費が要ったり、今どうなっているのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思うのですが。

○議長（大石哲雄）

2 番目の質問が僕も分かりづらい。もうちょっと丁寧に説明したってくれ、2 つ目。

○ 9 番（吉本和広）

この選定定員を選んでしまえば、この方々に任せて選定されるということになると思うのですが、もしたらこの方々はどんな条件を基に選ぶのかというのが私たちは分からないと、どういう基準でどういうことで選ばれるのかというのが分からないわけじゃないですか。もしたら、ここに任せていいのかという判断がしにくい。この条例に関することの説明があつてしかるべきなんじゃないかなと私は思うのですが、それを私たちは受けていないので、委員さん選ぶのにどんな条件で選んでくれるのかというのが疑問なんです。

○議長（大石哲雄）

だから分からないと。その2点やな。

○9番（吉本和広）

分からないんです。だからこの提案された内容の中で、こういうことはどうなるんだと聞くしか、その選定委員さんが、条例ができたらね、決まってしまうわけじゃないですか。我々の手から離れていく訳でしょう。その辺、何点か、こういうことはきちんと守られる、委員会が守ってやるのかということ聞かせていただかないと、この委員会に任せていいのかということが判断できないということになると思うんです。

それで、幾つか思うのは、教育・保育サービスの対価として必要な場合は、保護者会費や遠足バス代とか書かれているんですけども、今まで保護者会費とか遠足バス代はどうなっていたのかなと。

○議長（大石哲雄）

3点やな。

（「議長。条例のことを聞いてくれなんだから」と奥田町長呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

まあまあ、ちょっと待ってくれるか。

3点やな。

○9番（吉本和広）

はい。今、そのバスのことです。

もう一つは、この選定委員会はどのような基準で、どのような基準項目で、それで、採点で決めるのか、どういう方法で決めるのか、最低得点はどういうふうに置くのかとかということが説明もされていないと思うんですよ。この委員会に任せた場合、どういう方法でやりますよと、そういう説明も受けていません。その採点方法とか、その辺具体的に。今もう任せるわけですから考えておかないといけないと思うんですね。その辺どういうふうに考えておられるのか。ここで委ねるわけですからね。

その辺、説明していただけたらというのと、私ちょっと分からなかったんでもう一点。委員さん5名と書いておられて、具体的な職業とかそういう名前はいいんですが、どういう職業の方というのか、どういう資格を持った方というところがここには記載されていないと思うんです。どこだったかな。見識を有する者、関係行政機関の職員、前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者というのはどのような方を考えているのかというのも教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えをいたします。

幾つかご質疑いただきました。

まず、この本件については厚生建設常任委員会が所管事務調査の対応になるかと思えますので、私どもとしましては、議員の皆様方にはご説明はしていると、そういう認識でございます。

それから、選定委員さんなんですけれども、まずは識見を有する者については大学教授、保育あるいは幼児教育について明るい大学教授の先生を考えております。あと、識見に関しては税理士の先生も考えております。やはり法人会計等に詳しい人にきちっとその点は見てもらおうほうがいいだろうというところでございます。そして、行政関係というのは、これは県庁の保育・幼児教育の担当の明るい方、そういった方をお願いをしようかなと思っています。その他、町長がというところについては、やはり一定の保護者の皆様にも入っていただくということで、お二人考えております。

この点については、もともとなのはなからお二人という想定はしておったんですけれども、子ども・子育て会議の中でこの民営化の問題は、はるかぜの保護者さんも入ってもらおうほうがいいんじゃないですかと、そういうふうな助言もいただきましたので、なのはなだけではなくて、はるかぜからも入っていただこうと。合わせて1名、1名の2名と、そういうふうになっております。

あと、そうですね……。

以上です。

○議長（大石哲雄）

町長、答弁ありますか。

（「いや、今は条例の部分だけで答弁させてください」と
奥田町長呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長（大石哲雄）

再開します。

町長、奥田君。答弁ありますか。

○町長（奥田 誠）

議長さんのほうにもそうですけれども、吉本議員のほうにも質疑の中で条例のことだけを質疑してもらいたいと思いますので、その点ご理解だけお願いします。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、質問します。

条例の中に、選定委員さんがどのような方法で審査をするかという項目がありませんので、そういう項目を必要としていないのはなぜなのか。それでは、規則でもいいですが、どのような基準項目でどのような採点方法でやるのか。その辺が明らかではないと思うんです。ですから、その辺どのような方法でやるのかということについての明記がないのはなぜなのか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

この審査項目基準については、実際採点をつけていただく委員さんに考えてつくってもらいたいと思っております。これは、前回の道の駅でもありました指定管理者選定委員会、あのときも同様でした。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ということは、この選定委員会が今のところ採点等で行うことを考えているということですね。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

芝副課長の説明と重複しますが、私のほうからも運営法人選定委員会についてちょっと説明させていただきます。

運営法人選定委員会は、認定こども園の運営法人となる候補者を公平かつ適正に選定

し、町長に答申をいただくために設置するものです。候補者を選定するには、公募条件を詳細にわたり検討し、厳正に定めることが重要と考えています。そのためには、公募条件は、まず子ども・子育て会議の中で一旦作成しました。その内容をさらに運営法人の選定委員会を構成するメンバーで、先ほど説明しましたように幼児教育に精通した大学の教授、それから運営法人の財務状況を判断するための税理士、それから和歌山県の保育養育教育担当者それぞれの意見に基づいて、公募条件を審議していただくことが必要だと考えています。

そのことを踏まえて、今回１２月議会にこの条例を上程させていただいていますので、その点は何とぞご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

９番、吉本君。

○９番（吉本和広）

議案第７７号、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例に対する反対討論をします。

保護者への説明も一度しか行われず、不安や疑問は解決されていません。１１月広報に掲載した内容にはメリットばかりでデメリットについての説明也没有せん。保護者に説明して約４か月、広報に掲載して１か月余りで、町長は行うと断言して選定委員会条例をつくり進めるのは住民自治からして間違っていると思います。民間の事業者は利益を上げるために人件費を削減する。国が示すように民営では平均勤務年数が公立より短くなり、保育士の確保が難しくなる。また、町営なのはな保育所と同じ保育士定員の保証がないこと、加えて障害児の入所契約がなされない可能性もあること。町営であれば町の予算でよりよい環境が用意でき、２つの保育所に格差が出ない、民営ではなく町営こども園とすべきであると考えます。

よって、議案第７７号、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番、栗田君。

○2番（栗田八郎）

議案第77号、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例についての賛成討論を行います。

本条例は、幼保連携認定こども園の運営法人の選定に当たり、公正かつ適正に選考するという重要な条例と考えます。

自治体としては、時代の流れとして様々な保育サービスの在り方を考えていくことは当然であり、その1つとして以前から取り組んでいた公私連携幼保連携認定こども園を設置することを選択したことは理解しているところであります。

周囲自治体は早くから運営していることも多数あり、そこから情報を収集したり、研修に出向き、そのメリット、デメリットを把握研究してきたことも承知しており、また、関係職員、保護者会等とも会合を重ね、議会にも全員協議会等で説明し質疑を行っております。今回の条例の提出については、認定こども園に関する初めての関係条例であり、実施のためのプロセス上必要な条例提出であり、この条例に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号、上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０ 議案第７８号

○議長（大石哲雄）

日程第１０ 議案第７８号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

９番、吉本君。

○９番（吉本和広）

議案第７８号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。議案第７７号の選定委員会条例に反対した内容と同様の理由から上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第７８号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１１ 議案第７９号

○議長（大石哲雄）

日程第１１ 議案第７９号、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第７９号、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１２ 議案第８０号

○議長（大石哲雄）

日程第１２ 議案第８０号、上富田町農業集落排水事業分担金条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号、上富田町農業集落排水事業分担金条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時22分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第13 議案第81号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第81号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

歳出から一括、16ページから53ページまで一括をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

それでは次に、歳入一括でお願いします。

８ページから１５ページまで。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

６番、正垣君。

○６番（正垣耕平）

議案第８１号、令和４年度上富田町一般会計補正予算（第５号）について賛成討論します。

まず、この補正予算において子育て世帯への応援対策として修学等支援特別給付金は５，６００万円組まれております。高校生までの子供たちが、修学等の環境を維持できることを目的として、子供１人２万円が給付されますが、私も含めて子供を育てているご家庭にとっては大変助かることとなるはずです。

さらに、出産・子育て応援交付金事業費に２，１６０万円を組まれています。

また、教育費、４項学校給食費、１０節需用費では５６４万１，０００円を組まれています。これは最近の物価高を受けての原材料費高騰に対応していく必要があるためとのことで、直接子供たちの健康、発育に関係し、対応が必要な予算です。

また、同じく教育費、５項社会教育費、３目公民館費では南紀の台地区の仮称南紀の台パブリックコミュニティセンター、この用地として土地購入費４，５００万円が組まれ、南紀の台やパブリック地区にお住まいの皆様の長年の要望が大きく前進、実現にこぎ着けることになります。

また、このことは住民自治の拠点となる場所となるだけでなく、地理的に防災の観点からも必要な場所になってこようかと考えるところです。

また、収入面ではふるさと納税、さわやか上富田まちづくり寄付金で、新たに１億円見込まれ、担当課の努力が実っていることがうかがわれます。

このように全体的に住民の経済対策、昨今の物価高、さらにはコロナ禍など、まだまだ多くの不確定要素がある中、守るべきところにはしっかり目を当て行政として生活支援対策を図り、また、町の将来への投資へにもつながる予算を組まれた補正予算だと考えます。

よって、議案第 8 1 号、令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 1 号、令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 4 議案第 8 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 4 議案第 8 2 号、令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 2 号、令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 5 議案第 8 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 5 議案第 8 3 号、令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 3 号、令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１６ 議案第８４号

○議長（大石哲雄）

日程第１６ 議案第８４号、令和４年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第３号）について質疑を行います。

歳入歳出一括をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第８４号、令和４年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１７ 議案第８５号

○議長（大石哲雄）

日程第１７ 議案第８５号、令和４年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第１号）について質疑を行います。

歳入歳出一括をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第85号、令和4年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第86号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第86号、令和4年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）について質疑を行います。

歳入歳出一括をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 86 号、令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 19 議案第 87 号

○議長（大石哲雄）

日程第 19 議案第 87 号、令和 4 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 87 号、令和 4 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第88号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第88号、工事請負契約の締結について（令和4年度 第1号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 改修工事）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

3ページ目、参考資料の工事の目的の部分で質疑させていただきます。

2、工事の目的。災害情報伝達の多重化を推進するため、楽天モバイル、上富田町公式LINE、町ホームページへ防災情報を一斉送信できるように、既存の防災行政無線の機能を強化すると1番目にあるんですけれども。この楽天モバイルですとか上富田町公式LINE、町ホームページ、このこともこの工事で一気に進めていただけるという認識でよろしいのか。また、中身について、先日の山本議員の一般質問にもありましたが、公式LINEの中を触るといいますか、グレードアップすることとかもここに含まれておるのか、また別の話なのかということを1点お聞きします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

楽天モバイルとか上富田町公式LINE及び町ホームページの防災行政の一斉送信というのは、防災行政無線で発信した内容をそちら側に飛ばすというシステム改修になりまして、楽天モバイルさん側、あるいは公式LINEさん側のほうの加工ではないというご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい」の声あり）

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません。契約方法が随意契約になっているのですが、入札ではなくて随意契約に

なった理由について説明していただけますか。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

随意契約になった理由についてお答えいたします。

現在の当町の防災行政無線が、この事業所さん、日本無線株式会社さんのものを使ってございまして、言わばその事業所、所有者というかシステムを使っているところの改修になりますので、別の業者さんをお願いいたしますとかなりの割高になるという理由から日本無線さんへの随意契約といたしました。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第88号、工事請負契約の締結について（令和4年度 第1号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 改修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第89号、物品購入契約の締結について（令和4年度 第2号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 戸別受信機購入）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

お聞きします。

1番最後のページ、契約の内容で戸別受信機1,300台購入となっておりますけれども、その耐用年数というのは大体どれぐらいなのかということと、それからこれが壊れたときの保証はどうなっているかということと、それから使用途中のメンテナンスの必要性があるのかないかということについてお聞きいたします。

（「すみません、休憩お願いいたします」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時51分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

中島君。

○総務課長（中島正博）

貴重な時間、ありがとうございました。失礼いたしました。

まず、ご質疑の耐用年数でございますが、13年かかっています。それから契約上の保証期間は1年間となっています。それから、メンテナンスにつきましてはご家庭での通常のメンテナンスは乾電池を入れ替える程度と伺っております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

今、私が質疑した件はよく分かりました。

それで、これ1, 300台つけて電気製品みたいな形でしょうから、保証1年間とお聞きしましたがけれども、定期的に別に点検を業者がするというような必要性がない機械ということではよろしいんですか。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

現状、今業者さんとの関係では、特段言わば受信機で何かモーターがあるとかいう形ではないので、特段の事故、故障というのが起こるような機械ではないと伺っております。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

ということは、特段の検査もする必要ないでしたら、約13年間はほかのランニングコストというか、経費はかからない、こう踏まえといてよろしいですか。

○議長（大石哲雄）

中島君。

（「すみません。ランニングコストは本町でしょうか、住民さんでしょうか」と中島課長呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

○総務課長（中島正博）

役場側の追加負担というのはないと伺っています。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（大石哲雄）

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

2 点、お聞きします。

先ほどで、無線のほうは業者が行っておるからその会社になったということで随意契約についていただいたんですけれども、この機械は一緒じゃなくてもいいんじゃないのかなという気がするんですけれども、その辺、随意契約になぜなったのかというのを 1 点お聞きしたいのと、もし使っていて不具合が生じた場合は無料で交換していただけるのか、それとも自分のところで直さなければならないのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。2 点です。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

まず 1 点目でございます。

こちら、言わば電気屋さんで売っているラジオみたいなものでは受信はできないので、半ばこの日本無線さんの特有の機械でなければいけないということから随意契約を結ばせていただいております。

2 点目でございます。不具合があった場合でございますが、購入予定数 1, 3 0 0 台でございますが、アンケートを取って必要数は 1, 2 0 0 数十台、幾つかの予備がございますので、本当の不具合の場合はそのあたりになるかと。

それから、すみません。それは訂正しないといけないんですが、先ほどの松井議員の質問で、メンテナンスの費用ないんですが、こういう交換、修繕一応所有権は町にありまして、それを町民さんに無償でお配りする。どっちのミスなのかというあたりはこれから詰めなければいけないんですが、言わば町民さん、渡したほうが通常の使用形態で故障することはほぼないというのが業者さんの言い分ではございますが、じゃ高いところに置いていて、それを落とした場合どうするのというあたり、ちょっとこれから詰めさせていただきますが、町民さんに故意に壊されたようなケースにつきましては、実費弁償していただくなどが必要かと思いますが、故意でないようなケースについての修繕費は、交換した以上の台数を交換しないといけないことになると、本町の負担になるかと思えます。

そういう形で町民さんとの関係ではやらせていただきたいと思います。実際この議案が成立させていただいて、業者さんと正式契約をしまして、あと町民さんに実際にお渡しするときのこの無償貸与の契約といいますか、覚書のようなことはこれから詰めさ

せていただきますので、こういったケースまでは町としては損害賠償をお願いしないというようなことについて今後検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 89 号、物品購入契約の締結について（令和 4 年度 第 2 号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 戸別受信機購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 22 議案第 90 号

○議長（大石哲雄）

日程第 22 議案第 90 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第90号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第91号～日程第30 議案第98号

○議長（大石哲雄）

日程第23 議案第91号、上富田町農業委員会委員の任命についての件から日程第30 議案第98号、上富田町農業委員会委員の任命についての件まで8件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第91号から議案第98号までの上富田町農業委員会委員の任命についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案第91号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に係る法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町朝来。

氏名、小倉紳示。

生年月日、昭和38年生まれ。

令和4年12月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第92号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する

法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬。

氏名、小野博。

生年月日、昭和47年生まれ。

令和4年12月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第93号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町朝来。

氏名、小山全美。

生年月日、昭和42年生まれ。

令和4年12月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第94号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岡。

氏名、田上彰伸。

生年月日、昭和32年生まれ。

令和4年12月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第95号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬。

氏名、福田和晃。

生年月日、昭和56年生まれ。

令和4年12月15日提出、上富田町長奥田誠。

議案第96号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に係る法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町下鮎川。

氏名、前地孝俊。

生年月日、昭和 58 年生まれ。

令和 4 年 12 月 15 日提出、上富田町長奥田誠。

議案第 97 号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に係る法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岡。

氏名、森隆。

生年月日、昭和 36 年生まれ。

令和 4 年 12 月 15 日提出、上富田町長奥田誠。

議案第 98 号、上富田町農業委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬。

氏名、山際郁広。

生年月日、昭和 37 年生まれ。

令和 4 年 12 月 15 日提出、上富田町長奥田誠。

今回の 8 件の提案理由の説明をさせていただきます。

今回、任命の同意を受ける委員の小倉紳示氏、田上彰伸氏、前地孝俊氏、森隆氏の 4 名につきましては、現在農業委員であり豊富な知識を有していることから、引き続き農業委員として務めていただきたいので議会の同意を求めるものであります。

小野博氏、山際郁広氏の 2 名につきましては、現在農地利用最適化推進委員であり、これまでの経験と実績を踏まえ、新たに農業委員に任命したいので議会の同意を求めるものであります。

小山全美氏につきましては、平成 29 年より就農を開始しており、農業経験は浅いですが、露地野菜を中心として精力的に取り組まれています。今後は地域農業の課題にも取り組まれるとのことで、小山氏の旺然たる姿を鑑み、新たに農業委員に任命したいので議会の同意を求めるものであります。

福田和晃氏につきましては、平成 29 年より実家の農業を継ぎ、耕作を開始しており

ますが、本人は自営業を本業としております。農業委員の任命に伴う国の運用方針として利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされており、今回、福田氏が該当いたします。

よって、新たに農業委員に任命したいので議会の同意を求めるものであります。

以上、何とぞご同意いただきますようお願いいたします。

なお、任期につきましては令和５年２月２４日から令和８年２月２３日までの３年間となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

８件に対する質疑を一括で行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

８件に対する討論を一括でお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第９１号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第９２号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

議案第 9 3 号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

議案第 9 4 号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

議案第 9 5 号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

議案第 9 6 号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

議案第 9 7 号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

議案第 9 8 号、上富田町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第３１ 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第３１ 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第１２１条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第３２ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第３２ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（桧山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より２８項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より２５項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より１項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より３項目、以上となっております。

また、２の目的につきましては所管事務調査、３につきまして、方法は委員会審査、

期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がございます。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和4年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

承認していただいた議案の中には、令和3年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定がありました。決算審査特別委員会の審査中にご指導をいただいたことや、口頭指摘事項、また注文事項につきましては、今後、行政運営の中で改善できるように努力していきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、令和4年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、国からの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用経費は早急に対応をしていきます。

特に、令和4年12月1日を基準日として、上富田町に住民登録のある1歳から18歳までの子供1人当たり2万円を支給する上富田町修学等支援臨時特別給付金事業につきましては早急に対応していきます。

次に、今年を振り返ってみますと、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症により、町民の皆様の生活や社会経済活動に大変深刻な影響を与えた1年でした。現在は第8波

の状況となっており、県内では感染者数が増えたり減ったりの傾向ではありますが、いまだに予断を許さない状況ではありますが、上富田町でも体制を整えて、住民の方々が早く安心して生活できるように望んでいます。今後も、気を緩めることなく感染症予防に細心の注意を払いながら新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したまま、感染予防に万全の対策をもって行政運営を行いたいと考えています。

次の町議会定例会までには縮小した行事が予定されていまして、12月25日から消防団の年末警戒をお願いしています。1月3日には二十歳を祝う式典、1月8日には交通指導員年頭式と、消防団出初式、表彰式のための開催です。1月14日には新春子ども議会、2月12日には市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催されますので、議員各位におかれましても、ご参加、ご協力いただけるようお願いを申し上げます。

本日で、特別な事情がない限り今年最後の議会となります。令和4年につきましては、議員の皆さんにご協力をいただきましたことに深くお礼を申し上げます。

今年も残すところあと16日間ですが、皆様には時節柄一層ご自愛を賜り、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんが無事年越しをされ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、令和4年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりますてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和4年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前 1 1 時 1 5 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 中井 照恵

議事録署名議員 吉本 和広